

くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2023
1月号

No.195

通販サイト、カード会社、宅配便事業者などをかたる 偽SMS・メールに警戒を！

—身近な事業者からの不安なメッセージ、じつは危険な“フィッシング”かも—

通販サイト、クレジットカード会社、宅配便事業者などの実在する組織をかたるメールやSMS（ショートメッセージサービス）を送信し、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取するフィッシングに関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

偽SMS・メールの内容（例）

通販サイト・フリマサイト（アプリ）

「支払い方法に問題がある」「不正利用が確認された」

クレジットカード会社・金融機関

「カードの不正な取引があった」
「本人の利用かどうか確認させてほしい」

宅配便事業者

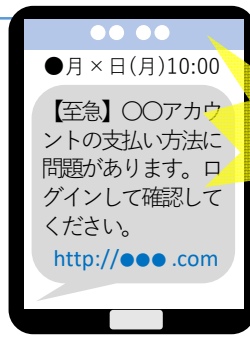
「お客様宛にお荷物のお届けにあがりましたが不在の為持ち帰りました。下記よりご確認ください」

携帯電話会社

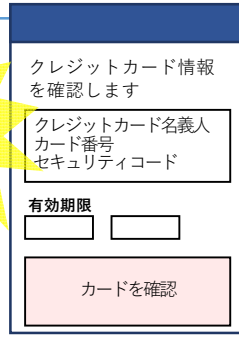
「支払いが滞っている」「携帯電話料金未納の為、今日までに〇〇万円を支払うように」

公的機関

「未払いの税金がある」「納付期限を経過した税金を完納していません」



偽SMS・メールから誘導！



【消費者へのアドバイス】

- ◎あせらず冷静に！メールやSMSに記載されたURLには安易にアクセスしないでください
- ◎フィッシングサイトにアクセスしてしまっても個人情報には絶対に入力しないでください
- ◎フィッシングサイトにID・パスワード等を入力してしまったらすぐに変更し、クレジットカード会社などにも連絡しましょう
- ◎ブックマークした正規のURLや正規のアプリからアクセスすることを日ごろからの習慣にしましょう
- ◎迷惑SMSやメール、ID・パスワード等の不正利用への事前対策をしておきましょう

【国民生活センター】

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



阿南市
地球環境まもり隊さん

割り箸と
プラ箸どちらが
有効か

徳島市
うめぼしおにぎりさん

福豆は
年の数だけ！
食べすぎか!?

新しいお部屋で新生活！ 「賃貸借契約」を理解して、トラブルを防ごう！！



住宅の賃貸借に関する消費者トラブルは、10～20歳代の若者にもみられます。特に、親元を離れ、新たな生活を始める際に賃貸借の契約をすることが多く、トラブルにならないよう注意が必要です。全国の消費生活センター等には、賃貸借契約に関して次のような相談が寄せられています。

【事例1】入居前に解約を申し出たが支払ったお金が返金されない

娘が賃貸マンションを借りることになり、営業所に出向いて娘が契約書にサインし、私が保証契約書にサインして仲介手数料、敷金（家賃1カ月分）を含む約18万円を支払った。その後、娘が体調を崩して入居できなくなったため、仲介業者に解約を申し出たところ、「契約は成立している。受け取った金額のうち、清掃費用2万円のみ返還できる。その他は返金できない」と言われた。契約書には、解約時の違約金として家賃1カ月分と記載されていた。鍵も受け取っていないのに、支払ったお金がほとんど返ってこない。自己都合であることはわかっているが、なんとかならないか。

(10歳代 女性)

【事例2】退去時に高額な原状回復費用を請求された

2年間居住した賃貸マンションを退去した後、貸主から、ハウスクリーニング費用やクロス・天井の貼り替え費用、エアコン洗浄費用、風呂の鏡のうろこ取り等で計17万円もの原状回復費用を請求された。契約時に敷金礼金はなく、家賃は約12万円で、契約書に原状回復に関する特約もなかった。普通に掃除はしており、タバコは吸っていないしペットも飼っていない。クロスは細かいキズがあるため修復するというが、家具を置いた際についたもので、高額な請求に納得できない。



(20歳代 女性)

トラブル防止のポイント

○契約時：契約書の記載内容や賃貸物件の現状をよく確認する

禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項のほか、「ルームクリーニング費用は全額借主負担」といった特約がないかについて確認しましょう。

○入居中：入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談する

借主が貸主側に無断で修繕を行うと、その内容や金額について貸主側とトラブルになることがあるので、注意が必要です。

○退去時：精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める

納得できない費用を請求された場合には、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（※）」を参考に、貸主側に説明を求め、費用負担について話し合みましょう。

（※）ガイドラインの詳細は、国土交通省ウェブサイトに掲載されていますので、内容をよく読んでください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

【国民生活センター】

《コラム》入浴中の事故に注意！

～県消費者法務専門員：中川まな美（弁護士）～

寒い日が続くこのごろ、温かいお風呂に入ると、ほっこりしますね。

ところが、お風呂に入るときも、十分注意が必要です。厚生労働省「人口動態調査」によると、令和3年に家等の居住施設内の浴槽での事故で死亡した人は、5,072人いたそうです。令和3年の交通事故による死亡者数は2,150人だったそうですが、それと比較しても、浴室での事故が頻発していることがわかります（出典：消費者庁「高齢者の事故に関するデータとアドバイス等」）。

暖かい部屋から寒い浴室に行くと、血管が縮まり、血圧が一気に上昇します。その後、浴槽に入ると、血管が広がり、血圧下がります。このような血圧の急激な変化により、失神したり、心臓や脳に負担がかかり、浴室内で溺れてしまう方が多いようです。

このような事故を防止するため、入浴前に浴室や脱衣所を暖めておき、できるだけ入浴の際の温度差を小さくするといいですね。また、食後や飲酒後は、血圧が変化しやすいので、しばらくたってから入浴した方がいいでしょう。お年寄りが入浴するときは、入浴時間が長くなっていないかなど、家族も気にかけてみましょう。

安全に気をつけ、楽しいお風呂時間を！



令和4年度「くらしのサポーター・消費生活コーディネーター研修会」を開催しました！

「くらしのサポーター・消費生活コーディネーター研修会」を12月15日（木）に阿南市情報文化センター（南部）で、1月26日（木）にとくぎんトモニプラザ（東部）で、「特殊詐欺」をテーマに開催し、それぞれ22名、30名の方にご参加いただきました。

南部では、消費者力開発協会事務局長 廣重美希様から、「地域の高齢者を特殊詐欺から守るためにできること」と題し、特殊詐欺の事例や、被害に遭わないための対策、高齢者の見守りポイントなどについてお話しいただいた後、グループに分かれて、新聞紙面の中から消費者問題をさがし、その問題と啓発方法について話し合いを行いました。続いて、くらしのサポーターの吉田妙子様、消費生活コーディネーターの天津裕子様に、日ごろの活動について発表していただきました。

東部では、徳島中央警察署の川原卓也様と吉田周平様による特殊詐欺啓発漫才のあと、徳島県警察本部生活安全企画課の谷崎晴彦様から「特殊詐欺の被害状況とその対策について」と題して、県内の特殊詐欺の被害の概要と、県警が実施している特殊詐欺の対策についてお話しいただきました。その後、グループに分かれて、特殊詐欺被害防止のための啓発方法を考えました。

参加した方からは、「具体的な事例や手法などを教えていただき、非常に分かりやすい講義だった」、「啓発漫才を初めて見た。楽しく学ぶことができた」、「今後の啓発に役立つ内容だった。これからも啓発活動に積極的に取り組んでいきたい」といったご意見をいただきました。

この研修会については、「くらしのサポーター レベルアップ講座」として位置づけ、サポーターの皆さんに、特殊詐欺の現状について学んでいただき、被害防止のための啓発活動について自ら考え、企画する機会としていただきました。今後も、消費者問題の最新情報を学んでいただくとともに、「消費生活コーディネーター」をはじめ、地域の見守りに携わる幅広い立場の方々との交流を図ることができるよう、内容・方法を工夫し、実施したいと思っております。



「靈感商法被害防止セミナー」を開催します

靈感商法による消費者被害の未然防止、早期発見、早期救済を図るため、靈感商法の被害防止に関するセミナーを開催します。

今年1月に施行された被害者救済新法、改正消費者契約法など、靈感商法を取り巻く法整備に関することや、靈感商法の一般的手法、問題点、相談事例やその対応などについて、全国統一教会被害対策弁護団 団員の矢田茂明弁護士からお話しいただきます。ぜひ、ご参加ください。

日時：令和5年3月13日（月）午後2時～午後4時

（受付：午後1時30分から）

会場：ホテルサンルート徳島 2階 会議・多目的室 Banquet est joy
（徳島市元町1丁目5-1 徳島駅徒歩1分）

内容：講義「靈感商法被害に関する相談及び対応について」

講師：矢田 茂明 弁護士

※当日は必ずマスクを着用するとともに、体調不良の方は参加をご遠慮ください。

※申込み方法等、詳細は別紙通知を御覧ください。

くらしのコラム

被害者救済法

～答えられなくても応えられる力量～

年末に揉めたが「被害者救済法」が成立した。宗教絡みのことは消費者問題とは直接結びつかなく、阿波の助っ人・くらしのサポーターは無関係とっていた。だが、消費者契約法と寄付金は無関係では済まされない。

寄付金の問題で相談を受けて安易に「貧乏人は払わなくていいわよ」と応えれば、低所得層への差別、いわゆる人権問題になることもある。一呼吸置かないと「払いたくないのですね」と応えられる自信はない。

話を聞く中で、紹介先が、消費者窓口であるのか、福祉の相談窓口なのか、信仰の問題なのかを迷うことが出てくる。ただ聞くだけと思っても聴き手の力量を試される。

たかがされど、阿波の助っ人・くらしのサポーターである。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

